

令和2年10月●日

堂島法律事務所  
千路商事株式会社代理人  
弁護士 富山 聰子 先生  
(FAX: 06-6201-0366)

名古屋市中区錦二丁目3番11号

ニシキ21ビル8階

弁護士法人隼綜合法律事務所

電話 052 (222) 8055

FAX 052 (222) 8056

員昊、邱千依及び孙万鵬代理人

弁護士 重長孝志

同 渡邊兼也

同 (担当) 加藤幸英

同 合田恵介

## 二連絡

冠省 当職らは、員昊、邱千依及び孙万鵬（以下「依頼者ら」といいます。）の代理人として、貴職らご作成にかかる令和2年8月19日付ご回答に対して、次のとおりご連絡いたします。

- 1 千路商事株式会社から依頼者らに対する請求について  
依頼者らには千路商事株式会社に対して、何らの善管注意義務違反も、未入金も存在いたしません。  
したがいまして、依頼者らが千路商事株式会社に対して支払うべき金員は存在しないものと思料します。
- 2 依頼者らから千路商事株式会社に対する請求  
依頼者らは、千路商事株式会社に対し、
  - ①私物の返還
  - ②立替金の支払い
  - ③未払給料の支払い
  - ④出資金の払い戻し（員・邱420万円、孫210万円）を求めます。

不一